

佐賀県公共事業評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、次の3つの公共事業評価を行うことを目的とする。

- (1) 新たに着手する事業箇所について、事業着手の適否に関する評価（以下「新規評価」という。）を行う。
- (2) 事業採択後一定期間が経過した事業について、事業継続の適否に関する評価（以下「再評価」という。）を行う。
- (3) 既に完了した事業について、事業完了後の効果、環境への影響等に関する評価（以下「事後評価」という）を行う。

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、県が実施する別紙1に掲げる事業で、災害復旧等緊急を要する事業や全体事業費が1千万円未満の小規模な事業、又は別紙2の事業を除いた事業うち、次のとおりとする。

- (1) 新規評価は建設、維持・管理など新たに事業に着手しようとする事業を対象とする。
- (2) 再評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る事業は除く。
 - ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
 - ア 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。
 - イ 実施計画調査費を予算化したダム事業。
 - ④ 前回の再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業。ただし、国の再評価実施要領等で定められた地方公共団体が実施する再評価対象事業については、当該実施要領等に従い実施する。
 - ⑤ 社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業。
- (3) 事後評価は次の事項に該当する事業を対象とする。ただし、維持・管理に係る

事業は除く。

- ① 事業完了後、おおむね5年を経過した事業。
- ② 上記以外の事業で特に事後評価を実施する必要性が生じた事業

(実施時期)

第3条 公共事業評価の実施時期は次のとおりとする。ただし、緊急的に公共事業評価を実施する必要性が生じた場合は、その都度公共事業評価を実施する。

- (1) 新規評価は、原則、新たに事業に着手しようとする年度の前年度末までに実施する。
- (2) 再評価を実施する時期は、次のとおりとする。
 - ① 第2条(2)①、③、④の事業にあつては、5年目の年度末までに再評価を実施する。
 - ② 第2条(2)②の事業にあつては、10年目の年度末までに再評価を実施する。
- (3) 事後評価は、事業完了後、おおむね5年を経過した年度末までに実施する。

(公共事業評価監視委員会への諮問)

第4条 県は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業評価の結果等について第三者の意見を求めるため、別途定める学識経験者等で構成される佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という）へ諮問を行う。

(公共事業評価の実施及び評価手法)

第5条 公共事業評価の実施主体は県とし、公共事業評価の実施及び評価手法については次のとおりとする。

- (1) 新規評価の実施については次のとおりとする。
 - ① 新規評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の位置付け
 - イ 事業の必要性・効果
 - ウ 事業の実施環境
 - ② 事業の客観的な新規評価を実施するため、県は、各事業の新規評価の視点ごとに、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる新規評価マニュアル（以下「評価マニュアル」という。）を策定する。
 - ③ 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、対象事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規評価調書を作成し委員会へ報告を行う。
 - ④ 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規事業箇所採択に向けて

の要求方針を決定する。

- ⑤ 県は評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、委員会に諮問するものとし、これを変更する場合も同様とする。
- ⑥ 県は委員会からの意見を受けて評価マニュアルを策定し、または変更するものとする。
- ⑦ 県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

(2) 再評価の実施については次のとおりとする。

- ① 再評価は次の視点から行うものとする。
 - ア 事業の進捗状況
 - イ 事業を巡る社会情勢等の変化
 - ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
 - エ コスト縮減や代替案立案等の可能性
- ② 事業所管課は、対象事業ごとに今後の対応方針等を取りまとめた再評価調書を作成し、委員会へ諮問を行う。
- ③ 再評価調書の作成に当たっては、国が事業種別ごとに定めた再評価実施要領を参考とするものとする。
- ④ 市町村に対して、国の再評価実施要領及び県の公共事業評価実施要領等を参考に評価体制、評価手法等の整備を行い、公共事業の再評価を実施するよう要請するものとする。

(3) 事後評価の実施については次のとおりとする。

- ① 事業所管課は事後評価に係る資料の収集・整理を行い、事後評価調書を作成する。
- ② 事後評価調書の作成に関し必要な事項は別に定める。
- ③ 県は、事後評価調書を委員会へ諮問する。
- ④ 県は、委員会からの答申を尊重し、事後評価結果を今後実施する事業の計画又は実施中の事業に反映するように努め、必要に応じて新規評価・再評価手法の見直しについて検討を行うものとする。

2 委員会の意見は最大限に尊重するものとする。

(評価マニュアル及び公共事業評価結果の公表)

第6条 県は、策定、又は変更を行った評価マニュアル及び公共事業評価の結果を公表するものとする。

(庶務)

第7条 公共事業評価に関する庶務は、県土整備部県土企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は平成28年 4月 1日から実施する。

2 本要領の施行に伴い、「佐賀県公共事業新規評価実施要綱（平成22年10月28日）」、「佐賀県公共事業再評価実施要綱（平成26年10月30日）」、「佐賀県公共事業事後評価実施要綱」（平成17年6月30日）は廃止する。

別紙1

県が行う事業の範囲は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

別紙2

- 1 準備・計画段階に要する費用を予算化しようとする事業
- 2 箇所を特定せずに予算化しようとする事業
- 3 事業途中で行う維持管理等の事業
- 4 既存施設の機能障害除去や取り壊し等の事業
- 5 災害復旧に伴い必要となる事業
- 6 他事業との合併施行等に伴う受託事業